

令和元年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和元年 9月27日（金）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大 江 寿	7番	池 田 賢 治	13番	米 澤 壽 重
2番	村 上 謙 武	8番	安 部 大 助	14番	遠 藤 義 光
3番	菊 地 政 文	9番	前 田 芳 樹	15番	池 田 信 博
4番	石 橋 雄 一	10番	平 田 文 夫	16番	福 田 晃
5番	村 上 三三郎	11番	石 田 茂 春		
6番	西 尾 幸太郎	12番	高 宮 陽 一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池 田 高世偉	上下水道課長	河 北 尚 夫
副 町 長	大 庭 孝 久	建 設 課 長	田 中 文 男
教 育 長	村 尾 秀 信	大規模事業課長	村 上 和 久
総 務 課 長	野 津 浩 一	施 設 管 理 課 長	大 西 洋 二
会 計 管 理 者	渡 部 誠	危 機 管 理 室 長	齋 藤 和 幸
財 政 課 長	石 田 寛 弥	総務学校教育課長	池 田 茂 良
税 務 課 長	濱 田 勉	社 会 教 育 課 長	吉 田 隆
町 民 課 長	井 崎 里恵子	布 施 支 所 長	竹 本 久
福 祉 課 長	中 林 眞	五 箇 支 所 長	金 坂 賢 一
保 健 課 長	平 田 芳 春	都 万 支 所 長	田 中 順 子
環 境 課 長	砂 本 進	中 出 張 所 長	村 上 克 樹
商工観光課長	鳥 井 登	中 央 公 民 館 長	高 梨 勇 光
農林水産課長	藤 川 芳 人	総 務 課 長 補 佐	野 津 千 秋
地 域 振 興 課 長	佐々木 千 明	財 政 課 長 補 佐	日 野 利 幸

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	山 根 淳	事 務 局 長 補 佐	中 村 恵美子
-------------	-------	-------------	---------

1. 議員提出議案の題目

発委第4号 主要農作物種子法の復活を求める意見書

発委第5号 種子条例の制定を求める意見書

議事の経過

○議長（米澤 壽重）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 質 疑

「質疑」を行います。

この質疑は、定例会初日に提出された町長提出議案の諮問第3号及び諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の質疑を行います。

議案書の80ページから81ページをお開きいただきたいと思います。

定例会資料の79ページもお願いいたします。

質疑は、ありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

以上で、諮問第3号及び諮問第4号の「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時31分）

（全員協議会開会宣告 9時31分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 10時40分）

（本会議再開宣告 10時40分）

日 程 第 2. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の議第65号から議第85号までの補正予算案及び条例関係等21件と認定第1号から13号までの13件、請願1件、要望1件並びに継続

審査となっている各委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長 12 番：高宮 陽一 議員

○12番（高宮 陽一）

総務教育民生常任委員会の報告を行います。

委員会は、議会閉会中の9月4日、5日、6日、10日、会期中の9月19日、20日、24日、25日、26日の9日間開催し、今定例会で付託されました案件並びに調査事項について、審査の経過並びに結果について報告いたします。

付託案件は、議第65号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算(第2号)」のほか、議第66号「令和元年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)」など7件、議第74号「隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」など条例の一部改正4件、議第78号「隠岐の島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の制定など2件と、認定第1号「平成30年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「平成30年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」など特別会計を含め11件、計24件であります。

始めに、審査の結果についてであります。一般会計・特別会計補正予算、条例の制定及び条例の一部改正については、全て全会一致で「可決すべし」といたしました。また、一般会計・特別会計決算の認定についても、全会一致で「認定すべし」といたしました。

次に、審査における主な意見や指摘事項について申し上げます。

まず、一般会計及び各特別会計補正予算についてであります。

議第65号の一般会計補正予算のうち、教育費の西郷小学校軒下塗装撤去工事、給食センターの厨房機器や換気ファン取替工事の説明を受けましたが、現場の状況や計画内容が理解出来る資料の提出もなかったため資料の提出を求めて理解を深めたところであります。

議会に対して、事業内容の理解を求めるなら事前に資料を準備して説明すべきであり、今後はしっかりと関係資料を準備するよう指摘いたしました。

次に、図書館の図書システム更新事業であります。当初計画では、端末パソコンのみを購入し、次年度において図書システムを更新する予定でした。しかしながら、パソ

コン購入時と図書システム更新時にそれぞれ経費が掛かることが判明したため、事業計画を前倒しして初期投資を抑えるため、リースにより運用しようとするものであります。

委員からは、「初期費用は抑えられてもリースでは今後経費が増えるのではないか。」との質問がありましたが、担当課からは「トラブル発生時に問題解決に時間がかかる可能性があり、同一業者にすることでトラブル発生時にスムーズで迅速な対応が出来る。」との説明がありました。

リースの場合、多少経費は掛かりますが、トラブル発生時のことを考慮すれば止むを得ないと判断し、今後の契約において関係業者としっかり協議しておくよう指摘したところであります。

次に、議第 68 号「令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算」についてであります。

補正予算では、医師招へいが出来なかったため代診医関係経費が計上されております。医師を招へい出来なかったことは大変残念なことであります。医師招へいは困難なことであり、一朝一夕では出来ないことは承知はしており、昨年 9 月議会の委員長報告でも、担当課長一人に任せるのではなく、専門部署を設置して県や関係機関と連携して取り組むべきと、この様に指摘していたにも関わらず、その体制が確立されなかったことは、町民の生命と健康を守る首長としての姿勢が問われることであります。

保健課長からは、「隠岐病院の協力を得て 10 月からの診療体制は確立している」との報告はありましたが、当然のこととして隠岐病院の経営にも支障をきたすこととなりますので、医師招へいについては更に努力するよう指摘したところであります。

また、保健課長から、将来の本町の医療体制について、島後医師会、保健所、町立診療所代表者、隠岐広域連合と本町の担当課を含めた医療連携体制検討会を設置したとの報告がありましたが、連携だけの検討ではなく、「あんきに暮らせる隠岐の島町」を目指し、少子高齢時代の離島医療・地域医療体制をどう確立すべきかを真剣に議論していただきますよう、当委員会の総意として強く要望しておきたいと思います。

次に、条例制定及び条例の一部改正についてであります。法改正・制度改正によるものが主なものであり、特に意見、指摘事項等はありませんでした。

次に、一般会計及び各特別会計の決算認定について報告いたします。

始めに、財産管理事務では、施設管理課は町有財産の維持管理を目的に設置されたものと認識しているところですが、全町有財産の管理ができる体制となっていないのが現

状であります。普通財産・行政財産と区分することは理解出来ますが、全てが町有財産であり、昨年も増員してでも体制を確立して適切な管理をすべきと指摘しており、更に検討するよう要望いたしました。

次に、企画調整事務です。第2次総合振興計画を策定中ではありますが、第1次計画をしっかりと評価して第2次計画に繋げることが重要であることは言うまでもありません。委員からは、「各論での評価ばかりで全体評価が出来ておらず検証報告書となっていない。計画全体の評価をすべき。」との意見がありましたが、担当課長からは、「報告書を変更する考えはない。」との答弁がありました。

委員会としては、本年度が第1次計画の最終年度であり、最終年度報告では全体評価を盛り込むよう要望したところであります。また、「行財政改革に引き続き取り組むことが必要だがどうか。」との質問に対しては、「総合振興計画の中に盛り込むかどうかを検討中である。」との答弁がありました。

本町の財政状況から見ても、思い切った改革が必要であり、是非とも町長のリーダーシップを発揮していただき、改革に取り組むよう強く要望しておきたいと思います。

次に、隠岐島油槽所運営事業は、当初、2から3年で地元管理するとの説明でありましたが、今は大きく後退してきているのが現状であります。令和4年度までの指定管理としてはおりますが、次期更新時までには一定の方針を示し、人材育成なども含め地元事業者としっかりと協議し、島民への石油製品の安定供給体制を確立すべきであります。

また、ものづくり学校運営事業は、島で起業する方のワーキングスペースとして活用し、起業の支援及び地域の活性化を図ることを目的に開始した事業であり今日に至っています。しかしながら、現在は、15部屋のうち6部屋しか利用されておらず、当初計画とは程遠い状況となっているのが現状であります。

中出張所が所管して1年しか経過しておりませんが、当初の目的が達成されるよう活用すべきであり、ものづくり学校のあり方について、存続・廃止も含め再検討するよう指摘いたしました。

次に、生活バス路線対策事業は維持経費が年々増加しており、地域公共交通再編のため、その基礎となるデーターを取りまとめ、地域公共交通網計画を作成する予定ですが、真に交通弱者・町民の立場に立った地域公共交通体制を確立するよう指摘いたしました。

次に、障がい者施設整備事業では障がい者の地域生活を支えるため、社会福祉法人「博

愛」がグループホームを建設するため整備費の一部を支援しましたが、施設は昨年10月に竣工しているにも関わらず、職員が確保出来ない理由から1年もの間、開所出来なかったことは大きな問題であります。今後の事業の採択に当たっては、計画をしっかりと把握した上で承認すべきであり、関係法人にも強く指導するよう指摘したところであります。

なお、この施設につきましては、本年11月17日開所予定であります。

また、高齢者福祉施設等の譲渡・売却等については、全く前進していないとのことであります。このことは、町長自ら積極的に関係法人と協議すると言いながら、その姿勢が全く見えて来ないのは大変残念なことであり、引き続き積極的に対応するよう指摘したところであります。

次に、魅力ある学校づくり事業では、複式教育推進のため非常勤講師2名を配置する計画でしたが、人材確保が出来なかったという理由から1名の配置しか出来ず、そのため、240万円余りの賃金が不用額となったことも残念なことであります。

今後は、複式学級担任教員の支援のためにも、どうすれば非常勤講師を確保できるのか真剣に考え、スタッフの確保に更に努力すべきであります。

次に、青少年育成支援事業の「がんばれ島のキッズ島外遠征費補助事業」は、児童生徒の活発な活動支援として評価しているところでありますが、航路運賃助成事業が開始されたことにより船賃は格安となったことで保護者負担も軽減されたことは喜ばしいことであります。しかし、一方では「宿泊施設の確保や料金値上げ等により、依然として保護者の経済的負担は大変であり、宿泊費の支援についても検討すべきではないか。」との意見があり、執行部からは、「要望は承知しており検討してみたい。」との答弁がありました。

当委員会としても、児童数が減少する中、合同チームを作っても本土での交流試合に参加したいという児童生徒のためにも是非とも検討していただき、宿泊費についても支援していただきますよう、この機会に改めて要望しておきたいと思っております。

次に、学校給食センター管理運営事業であります。今回の報告では給食を提供するためのエアコン整備や冷蔵庫等の更新事業のみの報告があり、学校給食の調理事業については報告もなく本末転倒であります。

学校給食は、児童生徒に栄養バランスのとれた給食をどのように提供したのか、地産地消はどうだったのか等が不明のため、新たに資料の提出を求め審査いたしました。

また、学校給食費の滞納問題についても、監査報告でもあったように、明らかに職員の怠慢・行政の怠慢によるものであることは言うまでもありません。

当委員会では、7月30日に教育委員会から報告があった際、「今回の問題は従来からあるような税料金の滞納問題ではなく行政側のミスである。関係者を訪問し謝罪した上で納入のお願いをするように。」と指摘していたところではありますが、9月10日の常任委員会では、その後の対応について口座引き落としの関係者のみ訪問し、他の関係者には、9月3日に謝罪文と納入通知書を発行したとの報告を受けるところであります。

委員からは、「報告から1か月も経っているのに対応が遅すぎる。」「あれだけ訪問して謝罪し、納入をお願いすべきだと言ってきたではないか。」と厳しい意見がありました。

この問題は、町長が議会に謝罪したからと言って済む問題ではなく、今一度、関係者を訪問して謝罪すべきであり、早急な対応を求めるものであります。

教育委員会当局は、近年、工事の未発注、小中学校エアコン整備への対応、関係資料の未提出など公務執行に問題が多すぎます。今一度、気を引き締めて公務に向き合っていただくよう強く指摘しておきたいと思います。

次に、税料金の滞納整理取り組み状況については、担当課長から詳細に説明を受けました。

徴収本部では、徴収班の編成や、春季・冬季の徴収強化、時間外窓口の設定など、徴収に努力していることは監査報告でもあったように評価するものでありますが、昨年も指摘したように、まずは担当部署で滞納という事態が生じないよう、収納については最大限の努力をすべきであることは言うまでもありません。困難な仕事ではありますが、公平性確保のためにも更に努力していただきたいと思います。

また、監査報告でも指摘があった奨学資金貸付金や学校給食費などの「私債権」については、その取扱いも明確でなく、対応について町の方針が必要と思われます。早急に検討するよう要望したいと思います。

次に、中財産区特別会計についてであります。中財産区については昭和の町村合併時から今日まで何度か課題として検討してきたところですが、各地区の財産管理はそれぞれ各地区が行っており、行政が管理すべきではないと考えるところであります。

当委員会では、いつまでも行政が一部の地区の財産管理に関わるのではなく、一日も早く地元で管理するよう、財産区の関係者と協議すべきと指摘いたしました。

最後に、決算関係資料、資料No.5 についてであります。決算関係資料の作成につい

ては、いろいろと改善を要望し、執行部でも対応していただきましたが、委員からは「今一つ明確でない、分かりづらい。」など多くの意見がありました。

誰が見ても簡素で分かりやすい資料を作成することは、誰もが望むものであり、総務課、財政担当課、議会が一体となって「主要施策の説明書」の作成について協議したいと考えていますので、この際、申し入れておきたいと思います。

以上が、決算における主な意見、指摘事項であります。

最後に、所管の調査事項について報告いたします。

去る8月6日、大阪府島本町役場健康福祉部を訪問いたしました。

視察の目的は、少子高齢化や人口減少が進む本町において、地域住民を含め高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる町づくりを進めることが求められており、福祉施策の充実強化を図ることは急務であります。

特に、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことが出来るよう、地域において高齢者の生活を支える「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の各サービスを切れ目なく一体的に提供するため、地域包括支援センターの活動はますます重要になっており、先進的に取り組んでいる島本町の地域包括支援センターを視察いたしました。

島本町からは、村上議長をはじめ、健康福祉部長、担当の保健師など8名の皆様に対応して頂きました。島本町の概要は記載のとおりであります。

視察の主な概要は、地域包括支援センターが取り組んでいる「いきいき百歳体操」「かみかみ百歳体操」「福祉ふれあいバス」等であり、ビデオを見ながら「いきいき百歳体操」も体験しながら詳しく説明を受けました。

島本町の高齢化率は2006年が17.3%、2019年には27.3%と増加傾向にあり、高齢者が出来る限り寝たきりなどの要介護状態にならないように、更に要介護状態が悪化しないようにすることを目的に介護予防は「まちづくり」として取り組み強化しています。

住民参加型の介護予防にどう取り組んだらよいのか、従来のままの事業展開で効果があるのかと悩んでいた時、高知市の「いきいき百歳体操」を紹介され、視察をして取り組みを開始したとのことであります。

島本町では、「元気高齢者拡大大作戦」として、次の取り組みを展開しています。

一つは、いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操の普及・啓発、二つ目にサポーター育成講座、三つ目にいきいき百歳応援講座、四つ目にいきいき百歳体操の4本柱で取り組み、全町展開に向けた対策として、老人クラブ、健康教室等、住民が集まる機会があれ

ば地域に出向き、テーマが何であれ、島本町の高齢者の現状、介護予防の必要性、いきいき百歳体操の効果を説明し、体操を経験してもらい、普及・啓発に励んだとのことであります。

その結果、体操の効果を実感した住民自らが、「いきいき百歳体操を説明して欲しい。」等の依頼も出てくるようになり町全体に浸透し、支援センターでは、4回の技術支援、負荷をかけるための「おもり」これは、1本が200g、10本入れますと2kgになりますが、そういった「おもり」の貸し出し、ビデオの無料貸出をしています。また、いきいき百歳体操交流大会を開催することにより、地域への広がりと共に仲間も増え、第13回の交流大会は240人の参加があったとのことで、町民に着実に定着していることを感じました。

今後の課題として、地域包括支援センターの職員と保健担当課の保健師が協働しており、今後もマンパワーの確保が必要であるとしています。

今回の視察を通して感じたことは、最近になって人生100年と言われるようになっていますが、人生80年と言われていた時代に人生100歳として取り組みを開始した先進的な取り組みにまず感動しました。

また、他の市町村へのアドバイスとして、介護予防事業を単なる事業としてではなく、介護予防を「まちづくりとして取り組むことである」として、他の市町村へのアドバイスとしている点についても感銘を受けました。

組織も、健康福祉部いきいき健康課の中で包括支援センター業務を事務分掌としており、保健・福祉部門と連携し保健師も自信をもって説明されていたところが記憶に新しいところであります。

本町でも、専門職の確保が困難な現状もありますが、保健師をバラバラに配置することなく専門職としての技術・能力が発揮できるような体制を構築すべきと当委員会としても提言しておきたいと思います。

なお、関係資料については事務局に保管してありますので、参考にしていただければ幸いです。

所管の調査事項につきましては、議会閉会中も引き続き審査してまいります。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（米澤 壽重）

次に、産業建設常任委員長 6番：西尾 幸太郎 議員

○6番（西尾 幸太郎）

産業建設常任委員会の報告を行います。

委員会は、議会閉会中の9月4日、5日、6日、会期中の19日、20日、24日、25日、26日の8日間開催し、今定例会で付託されました案件並びに調査事項について、審査の経過並びに結果について報告いたします。

付託案件は、議第65号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」及び、各特別会計などの補正予算3件、建設工事委託変更契約、工事請負変更契約、物品購入契約などの6件、認定第1号「平成30年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」及び、各特別会計などの歳入歳出決算の認定について3件と、議会初日に付託された請願と要望2件、計14件であります。

始めに、審査の結果について、「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」並びに各特別会計などの補正予算、建設工事委託変更協定の締結について、工事請負変更契約、物品購入契約の締結についての議案は、全会一致で「可決すべし」といたしました。

また、「平成30年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」及び、各特別会計などの歳入歳出決算の認定についても、全会一致で「認定すべし」といたしました。

請願第2号「主要農作物種子法の復活等をもとめる請願」は賛成多数で「採択すべし」、要望第4号「老朽化漁船等の廃船処理対策の実施について」は、全会一致で「採択すべし」といたしました。

次に、審査の経過及び主な意見・指摘事項について申し上げます。

議第65号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」及び、各特別会計などの補正予算3件、議第80号「建設工事委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道（西郷浄化センター）の建設工事委託に関する基本協定〕」及び、工事請負変更契約5件につきましては、特に指摘事項などはありませんでした。

次に、「平成30年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」及び、各特別会計などの歳入歳出決算の認定について申し上げます。

総務費「航空機利用促進対策事業」の隠岐空港利用促進協議会負担金は、利用促進協議会のこれまで行ってきた事業や夏場の理事会開催地などの効果検証をしっかりと行い、航空機の利用人数の増加だけでなく、経済効果の向上にも繋げるよう指摘いたしました。

民生費「隠岐温泉GOKA管理運営事業」は、一般財源から毎年1,000万円以上支出しています。集客の為に様々なイベントを開催していることは評価しますが、施設の老朽化も進み、木質ペレットボイラーの導入などの話も聞こえてきます。「大規模改修が必要になった時は、温泉施設は廃止する。」との指針も以前に示されており、これまで議会から何度もこの施設の今後を検討するよう指摘してきましたが、いまだ明確に示されていません。この温泉施設については早急に検討し、議会や町民の皆さんに対して方針を示すよう、強く指摘いたしました。

次に、農林水産業費「木質ペレット製造設備整備事業」は、小中学校へのエアコン設置などの影響でペレットの消費量が当初の計画から大きくズレてきています。当初計画と現状をしっかりと比較し、全庁的に今後の木質バイオマス事業をどのようにしていくのか検討するよう指摘いたしました。

同じく農林水産業費「水産業振興事業」について、「真鯛中間育成・放流事業負担金」及び、「放流アワビ追跡調査業務委託費」の調査結果を確認しましたところ、特にアワビについては放流されたものの定着率が著しく低い地区が散見されました。現状の定着率では事業効果が低いと判断されるので、事業効果が向上するよう、放流の仕方も含めて改善するよう指摘いたしました。

商工費「隠岐ユネスコ世界ジオパーク観光周遊バス運行事業」は、一回あたりの平均乗客数が10名未満となっています。乗車総人数500人に対し事業費400万円では費用対効果が低く、今後は観光客や町民のニーズをしっかりと調査し、利用者の増加につながる改善を行うよう指摘いたしました。

土木費「道路維持管理事業」は、下草や枝などが、道路まで茂りだしているところが散見され、特に子どもたちが利用する通学路部分では交通安全上問題があります。適切に維持・管理するよう指摘いたしました。

最後に、公営住宅使用料の収入未済額は過年度分、現年度分を合わせて3,356万円にも上っています。これまで家賃滞納に関する明確な取り決めがなく、令和元年度から滞納者への処置について要項を作り対応していくと説明を受けました。住宅使用料の徴収業務は住宅供給公社が受けており、徴収業務への指導監督、また滞納者への厳正な対応を行うよう指摘いたしました。

次に、島根県農民運動連合会会長 長谷川 敏郎 氏より提出のあった、請願第2号「主要農作物種子法の復活等をもとめる請願」についてであります、「国内農業の保護のた

めには種子法に代わる対策が必要である」との意見が多数を占めたため、賛成多数で「採択すべし」としました。

また、漁業協同組合JFしまね西郷支所運営委員長 牧野 一 氏、隠岐の島町漁業集落代表 野津 千寿夫 氏から提出のあった、要望第4号「老朽化漁船等の廃船処理対策の実施について」は、9月25日に要望書の提出者を委員会に招集し意見交換を行いました。要望書の要旨である「廃船処分を推進するため漁業者負担の軽減化対策が必要」に関しては、廃船処理が困難な状況にある約200隻のFRP漁船について、持ち主の多くが経済的な余裕がなく、生活困窮者もいることなどから、何かしらの対策が必要であるため、全会一致で「採択すべし」といたしました。

最後に、所管の調査事項について報告いたします。

当委員会では、本年8月19日から21日まで、大型遊具設置の公設公園の利用状況確認と休眠公共施設の民間利用（菌床きのこ栽培）について、大阪府豊中市及び滋賀県高島市を訪問いたしました。

参加者は当委員会委員6名、議長、議会事務局長、建設課職員1名の計9名であります。

まず、大型遊具設置の公設公園の利用状況確認について、本町の寺の前公園整備にあたり大型遊具の設置された公園の使用状況を視察すべく、大阪府豊中市の「服部緑地こどもの楽園」及び、滋賀県高島市の「びわ湖こどもの国」を視察いたしました。

両施設とも府・県が設置管理しており、公園面積も広く、設置されている遊具の数も多く感じました。平日に視察したにもかかわらず利用者も非常に多く、特に豊中市の公園については利用者の年齢層も幅広く感じました。

豊中市の「こどもの楽園」は、シンボリックに子供向けの大型遊具が設置されているものの、周辺には健康づくりに活用できる「健康遊具」が数多く設置されており、またランニングコースや自転車コースなど、利用目的が「遊び」という単一的なものではなく、多角的な利用目的にすることによって、利用者の幅が広がっていました。

高島市の「びわ湖こどもの国」は、親子連れの子育て世帯が利用者の中心となっており、大型の遊具の他に休憩できる施設や広場なども設置されており、こちらも平日にも関わらず、利用者数が多く感じました。

どちらの公園に設置されている大型遊具も、設置から長い期間が経っているように感じましたが、しっかりとメンテナンスされているものの、どちらの公園も府営・県営ということで、この規模の大型遊具を町が設置した場合のメンテナンスコストに関しては、

やや不安を感じました。

今回の視察を通じて、公園整備にあたっては、設置する遊具の中長期的な管理計画を事前に検討することの重要性、またどのように町民の皆さんに利用して欲しいのかの利用目的も明瞭にし、住民ニーズにあった整備をすべきと改めて感じました。

次に、休眠公共施設の民間利用については、平成27年に閉校となった滋賀県高島市の旧今津西小学校の跡地利用にあたり、熊本県人吉市で菌床きのこ栽培を手掛けていた共栄精密株式会社、これは本社を東近江市に設置されておりますが、滋賀県への貢献、過疎及び少子高齢化地域の雇用拡大・地域振興を同校施設で行いたいとの思いを持っていたことから、市から学校跡地利用検討委員会に情報提供し、結果的に旧今津西小学校校舎を利用した菌床きのこ栽培が開始されました。

校舎は5年間無償貸与され、校舎内の整備に関して公費負担はなく、全て共栄精密株式会社の負担で行われたとのこと。結果、自治体としては休眠校舎の管理費が浮き、共栄精密側は休眠校舎を無償貸与されたことによって、初期投資を抑えることができ、双方がWin-Winの関係となりました。また雇用の面では、令和元年現在で9名が雇用されており、内、障がい者福祉施設からは2名、若者支援センターからは1名、計3名を含めての9名がきのこ生産に従事しています。

キクラゲが主に生産されていますが、1か月あたりの生産量は1,200kg、年間生産量は約15tであり、関東のデパートや百貨店などに出荷されているそうです。

生産現場での視察の際には、共栄精密株式会社の代表取締役である下田社長にも直接お話を伺うことができ、「一年中、安定してきのこを生産できる工場を作りたかった。」

「お客様のニーズに応じて、きのこのサイズ毎に適正な育成環境を研究している。」「精密機械の製造を長年やってきた。きのこと言えど、農産品ではなく『製品』と捉え、モノづくりをしている。」など、非常に熱い思いを聞かせていただきました。また、流通段階での経緯や苦労話なども聞くことができました。

流通経路などの条件が違う面があるので、本町で同様の事業が展開できるかについては疑問が残る部分もありますが、休眠公共施設の利用については行政だけであれこれと考えるだけではなく、熱い思いを持った企業や町民としっかりと取り組むことができれば、Win-Winの状態を作り出し、本町の振興に寄与できるのではないかと感じました。

以上、行政視察の報告といたしますが、関係資料などは議会事務局に保管してありますので、必要に応じてご参照いただければと思います。

なお、所管の調査事項は、議会閉会中も継続して調査・研究することとし、以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（米澤 壽重）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 3. 特別委員会の中間報告の件

「特別委員会の中間報告の件」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、竹島対策特別委員会から、調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

竹島対策特別委員会委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長 16番：福田 晃 議員

○16番（福田 晃）

竹島対策特別委員会の中間報告をいたします。

9月9日、前回の委員会で久見竹島歴史館は対策室だけでなく、地元の五箇支所も含めて検討すべきという意見を踏まえ、委員会開催の前に委員長、副委員長、竹島対策室、五箇支所長と久見竹島歴史館にて意見交換をいたしました。歴史館がオープンしてから3年が経ち見学者数、研修などでの利用者数等を聞き取り、歴史館が啓発というよりも資料収集施設にウエイトを置いていることから、状況はどうか、どうすれば見学者数が増えるのかを歴史館にて議論、調査しました。

「資料収集施設でありながら展示してある資料が少なすぎる」、「受付から資料見学への順路表示をつければいいのではないか」、「ガラスケースには船の模型だけ入っていて、保管室に貴重な紙資料があるのにもったいない」、「改革の余地はある」といった多くの意見が出ました。

また、特別委員会は会期中の13日に開催しました。

所管の竹島対策室から竹島を取り巻く7月以降の情勢、活動についての報告、今後の活動の予定について等説明がありましたが、委員から8月25日に宮腰領土担当大臣が本町に

来島されたが、議会等への連絡を密にして大々的に要望活動をすべきと指摘いたしました。

同日、韓国が竹島で軍事訓練を行ったこと、7月23日にはロシア軍機も上空を領空侵犯していることを踏まえ、本町でも積極的に遺憾の意を表すべきだとの意見がありました。

なお、所管の調査事項で日本固有の領土である竹島の調査研究を議会閉会中も進めてまいります。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、「特別委員会の中間報告の件」を終わります。

日 程 第 4. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の、議第 65 号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」から、認定第 13 号「平成 30 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの 36 件、並びに本日の議事日程第 2 で行いました、委員長報告を一括して討論に付します。

討論は、ありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 5. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まず始めに、町長提出議案の議第 65 号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 65 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 66 号「令和元年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第

1号)」から、議第73号「令和元年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの8件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがいまして、議第66号から議第73号までは委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第74号「隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」から、議第85号「物品購入契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎集密書架〕」までの12件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがいまして、議第74号から議第85号までの12件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、諮問第3号及び諮問第4号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

本案を、お手元に配付しました意見のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがいまして、諮問第3号及び諮問第4号は、お手元に配付しました意見のとおり「答申」することに決定しました。

次に、認定第1号「平成30年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第13号「平成30年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの13件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「認定」です。

本案を、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがいまして、認定第1号から認定第13号までの13件は、委員長報告のとおり「認定」されました。

次に、請願第2号「主要農作物種子法の復活等をもとめる請願」についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがいまして、請願第2号は委員長報告のとおり「採択」することに決定されました。

次に、要望第4号「老朽化漁船等の廃船処理対策の実施について」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがいまして、要望第4号は委員長報告のとおり「採択」することに決定されました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 6. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり、2件の議案が議員提案されました。隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により、議員提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

発委第4号「主要農作物種子法の復活をもとめる意見書」及び、発委第5号「種子条例の制定を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

6番：西尾 幸太郎 議員

○6番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

それでは、発委第4号「主要農作物種子法の復活をもとめる意見書」及び発委第5号

「種子条例の制定を求める意見書」について提案理由の説明を申し上げます。

主要農作物種子法いわゆる種子法は、民間企業の種子業への投資を阻害するとして、昨年３月をもって廃止されました。しかし、種子法は国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべき法律であります。

国に対しては種子法の復活、県に対しては種子条例を制定することを求めるため意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣及び島根県知事です。

よろしくお願いいたします。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で「提案理由の説明」を終わります。

発委第４号及び発委第５号の「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

討論はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

発委第４号及び発委第５号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立「多数」であります。

したがいまして、発委第４号及び発委第５号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審議」を終わります。

日 程 第 ７. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長、特別委員長から、隠岐の島町議会

会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長、各特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

日 程 第 8. 議 員 派 遣 の 件

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、「議員派遣の件」を終わります。

以上をもちまして、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き全て議了いたしました。

これをもって令和元年第3回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 11時31分)

以 下 余 白